

業務指示書

モザンビーク国鉱物資源分野における能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年2月25日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 安井 伸治 Yasui.Shinji@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年3月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業人材育成に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／鉱山開発／地質分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鉱山開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 高等技術教育】

- 1) 類似業務の経験：技術教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MZN1 = 3.685 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/鉱山開発/地質分析
高等技術教育

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.88 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>).

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
モザンビーク国鉱物資源分野における能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／鉱山開発／地質分析	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 高等技術教育	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1 プロジェクトの背景

モザンビークは1975年にポルトガルから独立したが、以降16年間におよぶ内戦により、民主化が円滑に進まず貧困と紛争の悪循環から経済は停滞した。1992年の内戦終了後も低成長が続いたが、ここ数年は年間経済成長率6~10%という世界的に見ても高いレベルの成長を継続している。国内では依然として多くの開発課題を抱えているものの、近年では資源分野等で極めて大きなポテンシャルがあることが確認され、国際的に注目を集めている。

中でも近年、テテ州の原料炭開発、カーボデルガード州パルマ沖のロブマガス田における天然ガス開発を中心に鉱物資源開発が民間企業を主体として進められており、本邦企業も一部権益を保有し、開発に参画している。既にテテ州の石炭は既存の鉄道を用いて輸送され、中部のベイラ港から輸出されているが、同港は輸送能力の制約が課題となっており、ナカラ港利用による積出・輸出に向けた鉄道・港湾などのインフラ開発が進められている。現在、大規模開発の行われていない金属鉱物資源についてもポテンシャルが高いと見られており、今後の発展の可能性も期待されている。

現在は外資主導で開発が進められているものの、長く大規模開発は行われてこなかったことから、政府機関においてその推進・管理に係る知見・体制は乏しい。周辺インフラ・地域開発、法整備も進んでおらず、資源開発を進める上での課題となっている。また、自国内での資源分野の教育・人材育成能力は低く、国内技術者の不足から外資企業も海外から人員を調達するなど、資源開発が必ずしも現地雇用につながっているわけではない。このため、経済成長を実現する持続的な資源開発・管理に資する官学民の人材育成が不可欠な状況にある。

かかる状況から、モザンビーク鉱物資源省（Ministry of Mineral Resources : MIREM）から資源分野における政府機関及び大学・研究機関の人材育成を中心とする能力強化に係る技術協力の要請がなされた。その後、2014年3月に詳細計画策定調査を実施し、同年6月にR/D（Record of Discussions）に署名を行った。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

鉱物資源分野における能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

持続可能かつ安全に配慮した鉱物資源開発の体制が強化される

(3) プロジェクト目標

持続可能な鉱物資源開発の促進に向けた政府機関及び教育機関における体制が強化される

(4) 期待される成果

- ・ 持続可能な鉱物資源開発促進に向けた政府機関の人材が育成される
（指標：学位を取得した行政官の数）

- ・ 鉱物資源分野の教育・研究能力が向上する
(指標：学位を取得した教員の数)
- ・ 育成された人材と資源分野における日本とのネットワークが構築される
(指標：ネットワーク構築のための活動の数)

(5) 活動

< 1. 政府機関人材の育成 >

- 1-1 政府機関人材に対する本邦大学院における研修を実施する
- 1-2 石炭分野開発の促進に係る研修を実施する

< 2. 教育機関人材の育成 >

- 2-1 教育・研究機関人材に対する本邦大学院における研修を実施する
- 2-2 教育・研究機関のカリキュラム・体制改善に係る指導を行う
- 2-3 専門家によるモデル授業を通じた教育・研究機関人材に対する指導を行う
- 2-4 教育・研究上必要な機材を供与する
- 2-5 供与機材の使用方法、維持管理方法に係る指導を行う

< 3. 長期研修プログラム >

- 3-1 本邦関係機関におけるインターンシッププログラムを実施する
- 3-2 研修員帰国後のフォローアップにより、ネットワーク構築・維持を行う

(6) 対象地域

モザンビーク国 マプト市、テテ市

(7) 関係官庁・機関

鉱物資源省 (MIREM)、エドゥアルド・モンドラーネ大学、テテ工科大学

3 業務の目的

本プロジェクトのメインカウンター・パート (C/P) である行政機関 (鉱物資源省) 及び教育機関 (エドゥアルド・モンドラーネ大学、テテ工科大学) のうち、本業務は教育機関を対象とする。エドゥアルド・モンドラーネ大学及びテテ工科大学において、地質巡検や試料の分析等、適切に実験・実習が実施できる体制と環境を整備することで、持続可能な鉱物資源開発促進に向けた教育機関の体制を強化し、学部専門課程における教育レベルを国際標準まで引き上げることが本業務の目的である。エドゥアルド・モンドラーネ大学においては、天然ガス、石油、金属鉱物資源を広くフィールドにおいて扱えるジオロジストを育成することを目指す。テテ工科大学においては、石炭の分析を適切に実施することができ、大学卒業後、鉱業関連企業に就職しフィールドで活躍できる人材を育成することを目指す。

4 業務の範囲

本業務は、JICA が 2014 年 6 月 23 日に鉱物資源省と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「鉱物資源分野における能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトにおける本業務の位置づけ

本業務は、本プロジェクトの活動のうち、2-2、2-3、2-4、2-5 を実施する。

(2) フェーズを分けたプロジェクトの実施

JICA は詳細計画策定調査等を通じてエドゥアルド・モンドラーネ大学及びテテ工科大学の現況について調査を行ってきたが、他ドナーや民間企業の支援等が目まぐるしく動く状況にあり、情報の更新が必要である。さらに、詳細計画策定調査において、エドゥアルド・モンドラーネ大学から、支援内容については、協定締結先である秋田大学のリソースについて訪問・視察し確認した上で議論していきたいとの要望を受けている。したがって、成果「鉱物資源分野の教育・研究能力が向上する」についてベースライン調査を実施し、その結果を受けて詳細な計画を調整する必要がある。このため、本業務においては以下の通り契約期間を 2 つに分けて（第 1 フェーズ 9 ヶ月、第 2 フェーズ 45 ヶ月）実施する。

第 1 フェーズ：2015 年 4 月～2015 年 12 月

ベースライン調査、国別研修（本邦短期研修・現地短期研修）の検討・実施、第 2 フェーズ計画立案、供与機材の仕様と数量及び調達計画の検討

第 2 フェーズ：2016 年 1 月～2019 年 9 月

第 2 フェーズ計画に基づく活動の実施

第 1 フェーズにおいて、第 2 フェーズの詳細な計画を策定する。第 1 フェーズの契約期間の終了時点において、第 2 フェーズ契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約を締結する。

(3) 秋田大学との連携

本プロジェクトの対象となる教育機関の一つであるエドゥアルド・モンドラーネ大学は、2014 年 1 月に秋田大学と学術交流に関する協定を結んでおり、以下の協力活動を発展させることについて同意している。

- ① 教職員及び研究者の交流
- ② 学生の交流
- ③ 共同研究の実施

- ④ 講演及びシンポジウムの開催
- ⑤ 学術情報及び資料の交換
- ⑥ その他両大学が認めた学術協力事業の推進

さらに、JICAは2013年11月に秋田大学と資源分野における連携協定を結んでいることから、本プロジェクトにおいては秋田大学と密に連携を取りつつ、供与機材及び実験指導等について、秋田大学のリソース/協力を効率的・効果的に活用することを検討すること。なお、テテ工科大学と秋田大学は協定関係にないが、実験・実習のカリキュラムや指導方法等の部分で同様に秋田大学のリソース/協力を活用できる内容を検討すること。

- (4) エドゥアルド・モンドラーネ大学、テテ工科大学それぞれの優先分野の検討及びワーク・プランへの反映

エドゥアルド・モンドラーネ大学においては、金属鉱物資源、天然ガス、石油を対象とする地質学、テテ工科大学においては、地域で産出する石炭等資源が優先分野になることが現時点で想定されているものの、テテ工科大学においては石炭等資源から優先分野を広げる計画があるという情報もある。関連情報を収集し、我が国の支援リソースや資源確保戦略との関連を十分に考慮の上、JICAと相談しながら各大学の優先分野の検討及びワーク・プランへの反映を行うこと。

- (5) 鉱物資源省、他ドナー及び民間企業との連携

本プロジェクトは、鉱物資源省開発計画局をメイン C/P としてコーディネートすることで合意しているため、両大学への協力に関しては直接連絡することで合意しているものの、鉱物資源省に対しても適切に情報共有を行う必要がある。また、他ドナーや他国の大学、民間企業からも両大学に対して各種支援が行われており、本プロジェクトが他の協力と大きく重複することはないと考えられるものの、これら協力の動きを十分把握し、より効果的、効率的な協力を進めるよう留意すること。さらに、モザンビークでの資源開発に関心を示す本邦民間企業の人材ニーズも把握し、折りを見て本邦企業と両大学の学生との間のネットワーキングを図る機会を提案すること。

- (6) 本邦長期研修員とのコミュニケーション

本契約外において、本プロジェクトでは鉱物資源省及び両大学を対象とした長期研修（「資源の絆プログラム」）を実施しており、さらに本プロジェクトとは別に、アフリカ諸国にて産業開発を担う優秀な若手人材を長期研修員として日本へ受入れる「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth、ABEイニシアティブ）」を実施している。双方において、2014年9月にエドゥアルド・モンドラーネ大学及びテテ工科大学からそれぞれ1名ずつ教員2名、鉱物資源省から行政官2名が来日し、研修を受けている。本契約においては、特に両大学から

の研修員に対する適時のニーズヒアリング、及び彼らの本契約内の活動への参加を通じた長期研修との相乗効果が発揮されるものとなるよう留意すること。また、両大学からの長期研修候補者の検討にも協力すること。

(7) Joint Coordination Committee、Technical Coordination Committee の開催

プロジェクトの進捗状況を確認するため、鉱物資源省、エドゥアルド・モンドラーネ大学、テテ工科大学、JICA が構成員となる Joint Coordination Committee を最低年 1 回開催し、本業務範囲内（成果 2-2～2-5）のワーク・プランについてカウンターパートと協議し、今後の方針について意見交換を行う。本業務範囲外の進捗と方向性については、JICA が C/P と協議する際の支援を行う。

(8) 広報活動

本プロジェクトは、TICAD V におけるコミットメントを具体化した、「日モザンビーク相互成長支援パッケージ」の柱の 1 つである資源分野支援に貢献するものである。具体的には、資源分野支援に含まれる「日・モザンビーク天然ガス・石炭発展イニシアティブ」内の「モザンビーク石炭産業発展 5 年プラン」と、①資源開発、②資源を利用した産業開発、③資源環境対策に関する 5 年間で 300 人以上の人材育成への貢献であり、国内外に成果を発信するべきものであるため、適時の広報活動を JICA と相談しながら行うこと。なお、本邦短期研修及び現地短期研修において協力を得る想定秋田大学との連携についても同様に、広報用資料の作成や提供を通じ、日本国内向けの JICA の広報活動を支援すること。SNS やパンフレット配布、現地・我が国の新聞やテレビ等へのプレスリリース等による広報を想定しているため、各種媒体で使用できるよう、定期的に現地における活動の状況を写真や映像（映像は必要に応じ）に残すこと。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(9) 機材の選定・調達計画

地質巡検や試料の分析等、適切に実験・実習が実施できる体制と環境の整備に必要な機材については、本業務第 1 フェーズの中で特定し、仕様、数量及び調達計画を決定する。なお、機材は、現地のニーズに加えて、本邦短期研修及び現地短期研修において協力を得ることを想定している秋田大学等のリソースと、現地での維持・管理のしやすさ等を考慮して特定し、仕様、数量及び調達計画を定めること。現状、エドゥアルド・モンドラーネ大学において、薄片試料の作成と分析を行うための機材のニーズがあることを確認している。なお、機材の調達については、現時点の仮の費用として、本契約に含められる上限額である 1,500 万円を見積りに含めること。仕様書作成及び機材調達の再見積り後、必要に応じ契約変更することとする。

(10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。そのため、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うこと。

6 業務の内容

本業務については以下の通り想定しているが、プロジェクト目標達成のために変更・削除すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由と共にプロポーザルで提案すること。

【第1フェーズ】

(1) 両大学への協力に係る調査（ベースライン調査）

両大学に対する短期研修（本邦・現地）、機材供与及びそれに伴うトレーニングの実施に際し必要となる情報を、両大学やその他関連機関との協議等を通じて収集する。なお、本調査には秋田大学からも参画する可能性がある。想定される調査項目は以下の通り。

- ① 両大学の対象学科と、必要に応じ他の関連学部/学科の、基礎情報（学生数、教員数、卒業生の就職先等）、カリキュラム、コース情報を収集する。あわせて、エドゥアルド・モンドラーネ大学においては、集中実験室構想の現状、外部機関への発注によってのみ行われている試料分析の状況、テテ工科大学においては企業インターンでのみ行われているという実験・実習の状況、所有機材とその維持管理状況（体制、予算、スペアパーツ、課題等）、及び、両大学全体の予算状況等を確認する。また、両大学における全教員リスト（学位取得状況、バックグラウンドを含む）を入手または作成し、学生と教職員がアクセス可能な論文データベースや文献に係る状況を確認する。
- ② 鉱物資源省、他ドナー（Swedish International Development Cooperation Authority : SIDA の協力では、顕微鏡やフィールド調査機材（ハンマー、コンパス等）等の調達も予定されているとのこと）及び民間企業（テテ工科大学に対する Vale の協力を含む）からの、機材供与を含む、支援の状況を確認する。
- ③ Revuboe プロジェクト、Moatize 石炭鉱山等のサイト視察・調査、及び民間企業との協議等を通じ、鉱山開発現場における人材育成ニーズを確認する。あわせて、地質巡検、フィールド調査等を念頭に置いた、エドゥアルド・モンドラーネ大学またはテテ工科大学、秋田大学、鉱物資源省の間での今後の共同調査・研究の可能性も検討する。

(2) ワーク・プランの作成・協議

プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、JICA 本部及び秋田大学と協議を行い、これらをワーク・プラン（案）（英文）に取りまとめる。

同プランを基に、モザンビーク側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。また、各業務の現状と課題を踏まえた上で、その修正版を作成し、モザンビーク側関係者と協議、意見交換後、ワーク・プランとして取りまとめ、合意する。

(3) 国別研修（本邦短期研修及び現地短期研修）の検討・実施

本業務においては、教育・研究機関人材の能力強化に係る研修（本邦短期研修及び現地短期研修）の計画・実施を行うため、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（2014年4月版）に基づき、必要経費の積算の他、プロポーザルで研修内容を提案すること。第1フェーズにおいては、本邦短期研修1回、現地短期研修1回の実施を想定している。現在、本邦短期研修については両大学のマネジメントレベルから、実験室の状況と機材について知識・知見のある教員や実験助手等若手までを含む計5名程度の教員・教員候補者を対象とした2～3週間の研修を想定しており、現地短期研修は、2～3週間の研修を想定していることから、これを基に積算を行うこと。現地短期研修には秋田大学からも参团する可能性がある。具体的な研修内容については提案すること。

現時点では、本邦短期研修においては

- ・ 秋田大学の実験室や図書館、講義（モデル授業）等の視察
- ・ 関連サイトの視察
- ・ 秋田大学との共同講義の実施
- ・ 秋田大学の取組やカリキュラムの説明
- ・ 両大学への協力内容に係る協議、教員・学生との交流等

が想定されている。また、現地短期研修においては

- ・ 機材維持管理計画
- ・ 実習計画立案
- ・ 我が国の鉱業分野における教育、両大学の実験室や図書館、講義の視察
- ・ 日本側による特別講義（モデル授業）・モザンビーク側大学との共同講義・ワークショップの実施
- ・ 機材供与及び実験室構想等に関する協力計画に係る協議
- ・ 教職員・学生との交流等

が想定される。なお、本邦・現地研修を通じ、両大学のカリキュラムや体制が改善されるようにすること。

なお、JICA と相談しながら、両大学から来日中の長期研修員の本研修への参加を検討・調整すること。他方、鉱物資源省を対象とした石炭政策研修に

関しては、JICA が別契約により行うこととするが、適時の情報共有・側面支援を行う。

(4) 第2フェーズ計画の協議・作成

① ワーキングチームの結成

エドゥアルド・モンドラーネ大学において、優先分野（天然ガス、石油、金属鉱物資源）について、地質巡検、物理探査、試料の分析等、適切に実験・実習が実施できる体制と環境を整備するためのワーキングチームを設置する。また、テテ工科大学において、優先分野（石炭等資源）について、地質巡検、鉱量評価、物性、熱量、水分、灰分、流動性評価等に関し、適切に実験・実習が実施できる体制と環境を整備するためのワーキングチームを設置する。モザンビーク側より提案のあるメンバーを確認し、必要な部署からのメンバー参加が確保されるよう、モザンビーク側に助言を行う。

② 供与機材の仕様と数量、調達計画の検討

エドゥアルド・モンドラーネ大学においては、古いながらも基本的な実験・実習用機材がいくつか置かれているものの、さび等から十分に稼働していないように見受けられ、テテ工科大学においても、他ドナーの支援により2014年11月に一部の基本的な機材が供与されたが、授業内での使用はまだ行われておらず、今後増加する予定の学生数に比して数も足りないという状況である。地質巡検や試料の分析等、適切に実験・実習が実施できる体制と環境の整備に必要な機材について、本業務の中で選定し、仕様、数量及び調達計画を決定する。なお、機材は、現地のニーズに加えて、本邦短期研修及び現地短期研修において協力を得る想定秋田大学のリソースと、現地での維持・管理のしやすさ等を考慮して選定し、仕様と数量及び調達計画を定めること。

③ 機材活用に係る研修計画、機材を活用した実習マニュアル（案）及び機材の維持管理マニュアル（案）の協議・作成

地質巡検や試料の分析等、適切に実験・実習が実施できる体制と環境の整備のため、機材活用に係る研修計画機材を活用した実習マニュアル及び維持管理マニュアルを、C/P と協議の上作成する。両大学ともに、学部専門課程における教育レベルを国際標準まで引き上げることを念頭におくこと。具体的に、エドゥアルド・モンドラーネ大学においては、天然ガス、石油、金属鉱物資源を広くフィールドにおいて扱えるジオロジストを育成できる計画とする。テテ工科大学においては、石炭の分析を適切に実施することができ、大学卒業後鉱業関連企業に就職しフィールドで活躍できる人材を育成できる計画とする。

【第2フェーズ】

(1) 活動方針案の策定

第1フェーズにおける活動の結果を踏まえ、C/P機関と協議の上、第2フェーズにおける活動方針、必要に応じワーク・プランの修正案を作成する。

(2) 第2フェーズ計画に基づく活動の実施

① 供与機材の調達

第1フェーズにおいて定めた仕様、数量及び調達計画に基づき、供与機材を調達する。経費の積算においては、現時点の仮の規模として、1,500万円を計上すること。

② 機材活用・維持管理に係る研修の実施

第1フェーズにおいて定めた計画に基づき、機材活用・維持管理に係る研修を実施する。また、第1フェーズで作成した、機材を活用した実習マニュアル（案）及び機材の維持管理マニュアル（案）について、同研修参加者からフィードバックを得ながら最終化する。

③ 国別研修（本邦短期研修及び現地短期研修）の検討・実施

第1フェーズにおいて定めた計画に基づき、必要に応じ、機材活用に係る研修の状況を反映しながら、国別研修（本邦短期研修及び現地短期研修）の検討・実施を行う。第2フェーズにおいては、本邦短期研修3回、現地短期研修4回の実施を想定している。また、第1フェーズと同様、JICAと相談しながら、両大学から来日中または研修修了後の長期研修員の本研修への参加を検討・調整する。

【第1・第2フェーズ共通】

(1) 長期研修の実施支援

① 長期研修候補者の検討

本プロジェクトでは、両大学から4名長期研修員を受入れることを計画しており、2015年1月現在、両大学から1名ずつ計2名を2014年9月から受入れている（ただし、長期研修の実施は本契約には含まない）。長期研修員の人選は両大学及び鉱物資源省が実施するものの、長期研修員候補者に対する研究テーマに係る助言や、C/P上層部へ適当な人物の推薦を行う必要があることから、候補者リスト（ポジション、経歴、想定研究テーマ等）の作成を行い、適切な人選についてJICAと相談を行う。

② 長期研修員の研究補助

長期研修員の研究に必要なサンプルの取得や、現地の所属先大学との必要な調整等、長期研修員の研究に係る支援を行う。

(2) プロジェクト進捗モニタリング

① Monitoring Sheetによるモニタリング

本業務範囲内（成果2-2～2-5）におけるJICA所定のMonitoring

Sheet の作成を実施機関と共同で行いプロジェクトの進捗状況を確認する。本業務範囲外における Monitoring Sheet 及びプロジェクトの進捗状況の確認については、JICA と実施機関による実施を支援する。案件開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更の有無を確認し、それを踏まえ Monitoring Sheet Ver.1 を作成する。その後は案件開始から 6 か月ごとに、Monitoring Sheet によるモニタリングを行う。

② JCC の開催

鉱物資源省開発計画局長が議長を務める Joint Coordination Committee (以下「JCC」という) を最低年 1 回開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。またその内容を JICA に報告する。

(3) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。同報告書は、JCC で報告する。

7 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、Monitoring Sheet およびプロジェクト業務完了報告書とし、技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	業務開始から約 2 ヶ月後	英文：5 部
Monitoring Sheet	2015 年 9 月下旬 2016 年 3 月下旬 2016 年 9 月下旬 2017 年 3 月下旬 2017 年 9 月下旬 2018 年 3 月下旬 2018 年 9 月下旬 2019 年 3 月下旬	それぞれ 和文：3 部 英文：5 部 CD-R：3 枚
プロジェクト業務完了報告書	2019 年 9 月下旬	和文：3 部 英文：10 部 CD-R：3 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様につい

ては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- ワーク・プラン記載項目（案）
 - プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - プロジェクト実施の基本方針
 - プロジェクト実施の具体的方法
 - プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
 - PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
 - 業務フローチャート
 - 要員計画
 - 先方実施機関便宜供与負担事項
 - その他必要事項
- プロジェクト業務完了報告書記載項目（案）
 - プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
 - プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - プロジェクト目標の達成度
 - 上位目標の達成に向けての提言
 - 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
 - ◇ PDM（最新版、変遷経緯）
 - ◇ 業務フローチャート
 - ◇ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ◇ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - ◇ 合同調整委員会議事録等
 - ◇ その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、以下成果品のドラフトは Monitoring Sheet に添付して提出し、同マニュアル(ドラフト)に沿って1年間業務を行った結果を踏まえ、修正・改良したものを最終的な成果品としてプロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。

【第1フェーズ】

- ・ ベースライン調査報告書

- ・ 供与機材の仕様書
- ・ 両大学の機材活用に係る研修計画
- ・ 両大学の機材を活用した実習マニュアル及び機材の維持管理マニュアル（案）

【第2フェーズ】

- ・ 両大学の機材を活用した実習マニュアル及び機材の維持管理マニュアル（最終版）
- ・ 両大学における実験及び実習を含むカリキュラム案

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 活動に関する写真
- 業務フローチャート

(4) その他・JICA への提出物

- ① 議事録等：プロジェクト計画や実施体制に関し、C/P と重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に速やかに提出する。
- ② C/P への提出文書は、その写しを JICA へ速やかに送付する。
- ③ その他：以上の他、JICA が必要と認め、提出を求めた者について提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1 業務工程計画

2015年4月上旬に開始し、期間は第1フェーズ・第2フェーズ合わせて約54ヵ月とする。

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

第1フェーズ 約4.82M/M
(全体) 約12.65M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由とともに、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 総括／鉱山開発／地質分析（2号）
- 高等技術教育（3号）
- 石炭開発／石炭分析
- 機材計画

3 対象国の便宜供与

- カウンターパートの配置
- 事務所スペースの提供

4 閲覧資料／配布資料

(1) 閲覧資料

以下資料が、経済産業省のウェブサイト

(http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003674.pdf) で入手可能。

- ・モザンビーク国石炭開発振興のための情報収集・確認調査報告書

(2) 配布資料

- ・モザンビーク国鉱物資源分野における能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

5 現地再委託

現時点では再委託業務は予定していないが、プロポーザルにて提案を行うことは可能。その場合の費用は、本見積で計上すること。

6 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることと

する。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。ただし、第1フェーズと第2フェーズの間で契約を改めるため、見積もりは全期間、第1フェーズ、及び第2フェーズについて、各々作成すること。

(2) 部分払い

本業務においては、契約期間が長期に及ぶため、Monitoring Sheet を中間成果品として、部分払を認めることとする。

以上